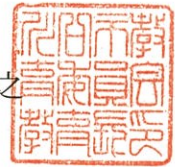


川教庶発第17号
令和8年6月29日

川口市監査委員 西 原 信一郎 様
同 金 井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 飯 塚 孝 行 様

川口市教育委員会
教育長 井 上 清 之



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和8年1月29日執行の学校教育部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（庶務課）

庶務課の雑入において、納付書の納期限の指定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

電気料等実費徴収雑入に係る納付書の納期限の指定について、職員に対して納付書の納期限の遵守を徹底するよう改めて周知し、令和8年4月分から、川口市会計事務規則に則り、納付書の納期限の指定を通知日から起算して20日以内とするよう改めました。

収入事務について（庶務課）

庶務課の雑入において、督促が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

奨学資金等雑入に係る督促について、職員に対して滞納整理に係る帳票



の確認を徹底するよう改めて周知し、令和8年2月から、川口市会計事務規則に則り、督促状を納期限後20日以内に発送するよう改めました。

財産管理について（庶務課）

庶務課の郵便切手等の受払いにおいて、郵便切手等の管理が、川口市教育委員会文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

各学校で使用する郵便切手等の受払いについて、各学校で使用する郵便切手等についても購入時に郵便切手受払簿に記帳するとの認識に改め、令和8年2月から、川口市教育委員会文書管理規程に則り、「郵便切手等受払簿」を作成し、適正に管理するよう改めました。

文書管理事務について（庶務課）

庶務課の文書の管理において、特殊文書受付簿及び金券受付簿の管理が、川口市教育委員会文書管理規程に則って行われていないものが見けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

特殊文書及び金券の受付について、職員に対して川口市教育委員会文書管理規程の内容を改めて周知し、令和8年2月から、川口市教育委員会文書管理規程に則り、「特殊文書受付簿」及び「金券受付簿」を作成し、適正に管理するよう改めました。